

## 武蔵野市三計画総合策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市における高齢者施策及び障害者施策を総合的かつ円滑に実施するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に基づく計画(以下これらを「武蔵野市老人保健福祉計画」という。)介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく計画(以下「武蔵野市介護保険事業計画」という。)並びに障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2第3項に基づく計画(以下「武蔵野市障害者計画」という。)を総合的に策定するにあたり、武蔵野市三計画総合策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1)武蔵野市老人保健福祉計画の策定に関すること。
- (2)武蔵野市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3)武蔵野市障害者計画の策定に関すること。
- (4)その他前3号の計画に必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する20人以内の者をもって組織する。

- (1)有識者
- (2)保健医療関係者
- (3)福祉関係者
- (4)公募による者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

### (委員長等の設置)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

( 部会 )

第 7 条 委員会に個別計画部会を置く。

- 2 個別計画部会は、次に掲げるものとする。
  - (1)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会
  - (2)障害者計画部会

- 3 前 2 項に定めるもののほか、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。
- 4 部会の長等の設置及び部会の会議に関しては、第 5 条及び第 6 条を準用する。

( 会議の公開 )

第 8 条 委員会及び部会の会議は、公開とする。ただし、委員長又は部会の長が必要と認め、委員会又は部会の議決を経たときは、非公開とすることができる。

( 関係者の出席等 )

第 9 条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

( 事務局 )

第 10 条 委員会に関する庶務は、福祉保健部介護保険課において行う。

( その他 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 21 日から施行する。

武蔵野市三計画総合策定委員会委員

(敬称略)

選任区分	氏名	職
有識者	安達 高之	東京いきいきらいふ推進センター前所長 東京都社会福祉総合学院教務主事
"	福島 道子	日本赤十字看護大学教授
"	丸山 一郎	埼玉県立大学教授
"	原田 和幸	調布学園短期大学講師
福祉関係	伊藤 平司	武蔵野市民生児童委員協議会会長
"	天野久美子	財)天誠会小金井あんず苑施設長 東京都介護支援専門員研究協議会会長
"	大嶋 英二	武蔵野市老人クラブ連合会会長
"	安藤 真洋	デイセンター山びこ施設長
"	由井 昭夫	武蔵野市障害者福祉協会
"	月村己佐夫	NPO法人むさしの千川福祉会常務理事
"	秋田知恵子	山彦の会会長
医療関係	鈴木 省悟	武蔵野市医師会理事
"	林 匡一	武蔵野市歯科医師会会長
"	村野 俱子	武蔵野市薬剤師会常務理事
公募	小平 洋	公募市民
"	安部 欣一	"
"	原 利子	"

計17名